

## 特集/PFIの取り組み

国土交通省におけるPFIへの  
取り組みについて

国土交通省総合政策局政策課 調査第二係長 廣瀬 健二郎

ひろせ けんじろう

## 1. はじめに

わが国の住宅・社会資本の整備状況は必ずしも欧米諸国並みの水準には達しておらず、豊かで活力ある21世紀の社会経済の基盤を構築するために、良質な住宅・社会資本を速やかに提供することはなお重要な課題である。一方、本格的な少子高齢社会の到来を前に、さらに厳しい財政運営が求められており、その下で一層効率的かつ効果的な住宅・社会資本整備の推進と経済の再生を図るための取り組みが強く求められている。

こうした中、民間の資金力や高い技術力、経営能力を活用し、公共施設の設計、建設、維持管理、運営等を行う、PFI (Private Finance Initiative) 事業をはじめとした民間資金・能力等活用社会資本整備事業に積極的に取り組むことは、コストの削減や、より質の高い公共サービスの提供につながるのみならず、新たな事業機会の創出につながるものと期待されている。

PFIについては平成11年9月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)が施行され、平成12年3月には内閣総理大臣によって、PFI事業を進めるに当たっての基本的な考え方や留意事項をとりまとめた「基本方針」が策定され、日本におけるPFI推進

の基本的な枠組みが整備された。その後、平成13年1月に「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」および「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」が、同年7月には「VFM (Value For Money)に関するガイドライン」が公表され、さらに本年6月には「契約に関するガイドライン PFI事業契約における留意事項について」および「モニタリングに関するガイドライン」が公表されるなど、政府においてもPFI事業の推進に向けて着実な取り組みが進められている。

本稿においては、これらを踏まえ、国土交通省におけるこれまでの取り組みおよび今後の取り組みについて整理し、紹介することとしたい。

## 2. 国土交通省のこれまでの取り組み

(1) 「日本版PFIガイドライン」のとりまとめ  
当省では建設省時代から、積極的にPFI方式の導入に向けた取り組みを行ってきており、平成9年11月には「民間投資を誘導する新しい社会資本整備検討委員会」(委員長：西野文雄埼玉大学大学院政策科学研究科長、現政策研究大学院大学教授)を設置して、PFI推進についての基本的考え方等について検討を行い、平成10年5月にその報告書として「日本版PFIのガイドライン」を

とりまとめている。

(2) PFI手法に関する検討

PFI導入手法の具体化を目的として、街路(市街地再開発)、都市公園施設、有料道路、公営住宅の4事業について、それぞれワーキンググループでケーススタディを行い、PFI導入の可能性、事業スキーム、民間事業者の選定方法等について、平成12年3月に「PFI手法に関する検討一次報告 4事業のケーススタディ」としてとりまとめた。加えて、この検討成果について紹介し、PFIについての理解を深めるとともに具体のプロジェクトの形成を図るため、地方公共団体、民間事業者等を対象にしたPFIセミナーを開催した。

また、観光事業について、PFIの普及啓発を目的として、平成12年3月に東北および中国運輸局管内の地方公共団体を対象としたPFI研修会を実施した。

(3) PFI相談窓口の設置

民間事業者、地方公共団体等からのPFIに関する相談、提案等に迅速かつ的確に対応するた

め、平成13年1月にPFI相談窓口を本省内関係各局等に設置し、国土交通省のホームページ等で公開している(表1)。

(4) PFIセミナーの開催

当省ではPFI法が施行されて以来、PFI事業の推進に当たり、共通の課題解決、そのための情報の共有を図るため、地方公共団体、民間企業等の方々を対象に平成11年度～平成14年度に、全国延べ33カ所において、全国でセミナーを開催し、延べ8,700名の参加者を得るなど好評を博している。

昨年度においても、全国9都市において地方自治体・民間企業等の方々を対象とした平成14年度国土交通省PFIセミナーを開催した。

従来と比較し、昨年度のセミナーは、国内でも次第に具体的なPFI事業が進展し始めた昨今の状況を踏まえ、これまでの成果を継承しつつ、PFI事業の一層の推進を図るものと位置付けられる。この観点から、初めて、全国9会場すべてにパネラーとしてPFI事業の先進自治体に参加いただくなど、具体的な課題に配慮し、最新の情報提供

表 1 PFI相談窓口一覧

PFI相談窓口は、相談の内容に応じて、次のとおり。

1. PFI事業全般の相談：総合政策局 政策課 政策企画官(24 203)
  2. 個別事業についての相談
    - (1) 官庁施設整備事業について：大臣官房官庁営繕部営繕計画課 特別整備企画室長(23 311)
    - (2) 宅地開発事業について：土地・水資源局土地政策課 宅地整備調整官(30 602)
    - (3) 観光事業について：総合政策局観光部観光地域振興課 観光地域活動支援室企画指導専門官(27 256)
    - (4) 地下街関連事業について：都市・地域整備局都市計画課 施設計画調整官(32 612)
    - (5) 市街地再開発事業について：都市・地域整備局市街地整備課 再開発事業対策官(32 702)  
：住宅局市街地建築課 高度利用調整官(39 602)
    - (6) 街路事業について：都市・地域整備局街路課 街路事業調整官(32 802)
    - (7) 土地区画整理事業について：都市・地域整備局市街地整備課 企画専門官(32 712)
    - (8) 公園事業について：都市・地域整備局公園緑地課 公園・緑化事業調整官(32 903)
    - (9) 下水道事業について：都市・地域整備局下水道部下水道事業課 企画専門官(34 212)
    - (10) 河川事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜崩壊対策等事業、海岸事業について：河川局河川計画課  
河川事業調整官(35 302)
    - (11) 道路事業について：道路局有料道路課 有料道路調整官(38 302)
    - (12) 住宅市街地整備総合支援事業について：住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室長(39 661)
    - (13) 公営住宅整備事業について：住宅局住宅総合整備課 公共住宅事業調整官(39 302)
    - (14) 鉄道事業について：鉄道局総務課 鉄道企画室長(40 171)
    - (15) 港湾事業について：港湾局民間活力推進室長(46 461)
    - (16) 空港整備事業について：航空局総務課 航空企画調査室長(48 156)
- (注) 相談窓口の後の( )書きは内線番号  
国土交通省代表電話番号：03 5253 8111

を行った。

(5) 支援制度の整備

平成13年度からは、補助要綱の改正に着手し、18項目の補助事業についてBTO方式のものに関しては補助を行うことが可能と整理し、BOT方式のものについても個別に相談を受け付けることとしている。また、PFI事業等の立ち上がりにも即応できるよう、都市公園、下水道、市街地再開発、公営住宅等について、平成15年度においてもPFI事業に対する事業費の補助等の予算枠を確保するなど、推進に取り組んでいるところである。このほか、無利子貸付、財政投融资、税制の面でも積極的に支援を行えるよう取り組んでいるところである。

昨年度においても、PFIによる港湾のコンテナターミナルにおける公共荷捌き施設整備に対しての支援制度として、固定資産税、都市計画税に加え、不動産取得税についても課税標準を1/2とすることが認められるなど、支援の拡大を図っているところである。

(6) PFIの具体のプロジェクト(案)

平成14年8月より、ホームページ上において、都市公園事業、下水道事業、市街地再開発事業、流域調節池整備事業へのPFI適用に関する事業案を提示し、その事業に参画したいという魅力

を感じるか、あるいは改善点はないのか等について幅広い意見を聴取しているところである。

(7) PFI事業者の公物管理法上の位置付けについて

平成14年8月に、国土交通省所管の公物管理法の位置付けについての考え方について、以下のように省の方針を整理し、全国の地方整備局、都道府県・政令市あて通知を行った。

・PFI事業者は、協定等で定めることにより、さまざまな公物管理業務を行うことが可能であり、また、金融機関からの資金調達や許認可手続等の面でも支障が生じることはないと認識。

なお、PFI事業が一層具体化する中で、より具体的な論点が出てきた場合にはその都度検討、整理してゆく。

(8) 国土交通省所管事業を対象としたVFM(バリュー・フォー・マネー)第1版の公表について

当省所管の13件の具体的事業を対象に、PFIとしての事業性を判断する簡易モデルの構築に着手し、本年6月にその第1版を公表した。7月末まで、地方公共団体および民間企業等の意見募集を行っており、これらの意見を踏まえて内容の確定を行い、本年10月頃公表する予定で作業を進めている(図1)。

今後、このモデルの算定結果を用いることによ

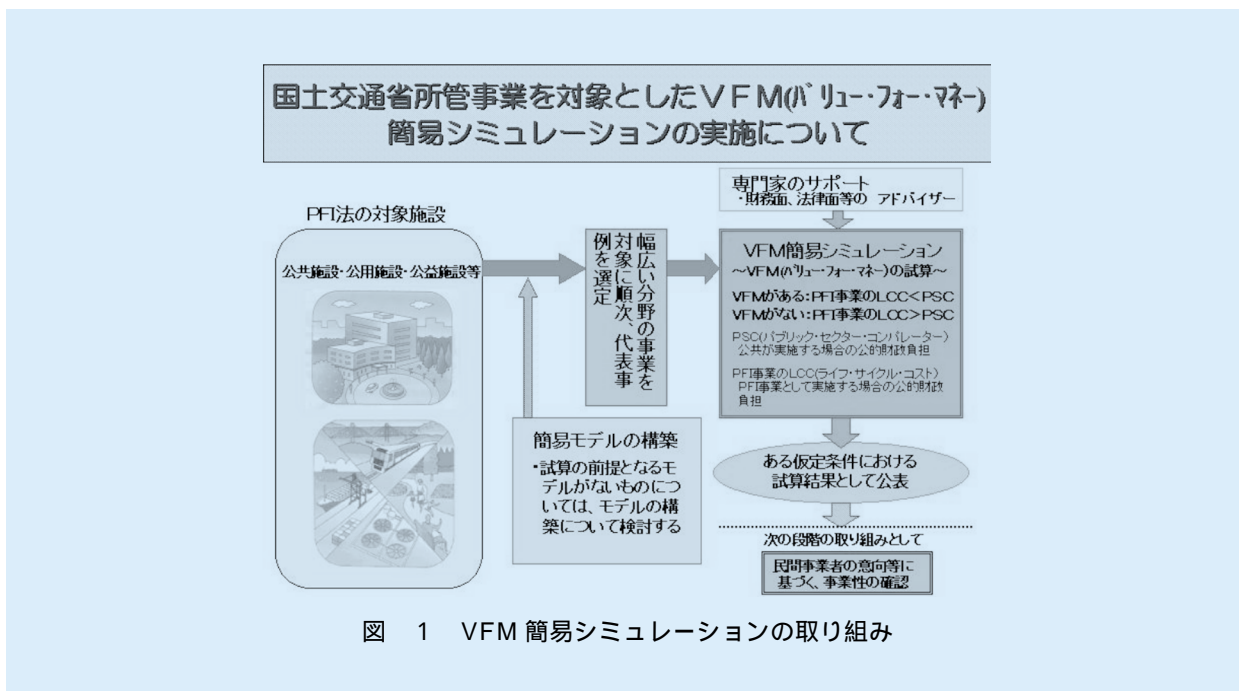


図 1 VFM 簡易シミュレーションの取り組み

って、民間事業者が事業性の判断をより容易に行うことが可能となり、PFI事業への参入の促進にも効果があるものと考えている。

### 3. 具体事業の実施状況

PFI法に基づく事業で、実施方針が策定、公表され、事業の具体化が進んでいるものは、平成15年7月末現在、全国で105事業である。

そのうち国土交通省直轄のPFI事業が1事業（官庁庁舎）、国土交通省と地方公共団体が共同で実施するPFI事業が1事業（官庁庁舎）、また、地方公共団体が主体となって実施する当省関係の事業は19事業であり、その内訳は、港湾施設2事業、駐車場5事業、公園施設4事業、下水道2事業、市街地再開発2事業、公営住宅2事業、廃棄物処理施設1事業、特定公共賃貸住宅1事業となっている。

平成15年度において、具体的な進展が見込まれる国土交通省関係のPFI事業は以下のとおりである。

- ・中央合同庁舎第7号館（文部科学省、会計検査院、金融庁）  
平成15年4月24日落札決定。6月30日事業契約の締結。
- ・九段第3合同庁舎（千代田区九段南1丁目竹平住宅跡地）  
現在民間事業者募集中。平成15年度に事業者の選定を行う予定。
- ・北九州港ひびきコンテナターミナル事業運営会社設立に向けて協議中。
- ・神奈川県立湘南海岸公園  
体験学習施設および水族館について、平成16年度供用を目指し整備を進める。
- ・東京都森ヶ崎水処理センター  
常用発電設備について、平成16年度供用を目指し整備を進める。

- ・西国分寺駅東地区市街地再開発事業  
（仮称）国分寺市民文化会館について、平成15年度にPFI事業者と事業契約し、平成16年度に工事着手する予定。
- ・横須賀市長井海の手公園  
平成15年度中に、民間事業者と契約を締結し、整備を進める予定。
- ・横浜市戸塚駅西口地区市街地再開発事業  
平成15年度に供用を目指し整備を進める。
- ・広島県営上安住宅（仮称）  
平成15年度に工事着手する予定。
- ・横浜市下水道局改良土プラント  
平成15年度にPFI事業者と事業契約し、工事着手する予定。

### 4. 今後の取り組み

- ① 所管の各事業分野で具体的なケーススタディを実施するなど、PFI導入手法に関する調査検討を実施するとともに、PFIの導入手法に向けた取り組みを実施する。
- ② 従来も行ってきたが、具体的なPFI事業のアイデアについて、地方公共団体・民間企業等から幅広く意見を聴取する。また意見聴取の手法については、各PFI担当窓口から直接聴取する手法に加えて、ホームページを活用したパブリック・インボルブメントを活用するなど、より幅広く意見の把握ができるよう図る。
- ③ 地方公共団体を含めたPFI事業の先進事例を調査することにより、「実施方針の策定・公表」「事業の評価・選定・公表」「民間事業者の募集、評価・選定、公表」「協定の締結」「事業の実施」「管理および移管」の各プロセスごとのノウハウを蓄積する。
- ④ 今後とも、政府全体の取り組みを踏まえつつ、幅広い分野で、PFI事業をはじめとして民間活力を活用した事業を推進していく。